

令和7年度補正予算  
産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業  
メニュー①「地方創生」

審査要領

文部科学省総合教育政策局

令和8年2月

## 1. 審査体制

産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業メニュー①「地方創生」（以下「本事業」という。）の審査は、有識者からなる令和7年度補正予算産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業メニュー①「地方創生」（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面審査とその後の委員による審議にて行います。選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ決定します。

## 2. 審査方法

### （1）書面審査

- ・書面審査は、委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された企画提案書に基づき、後述の「3. 審査に係る評価項目」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることがあります。

### （2）書面審査後の合議審査

- ・委員会は書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・委員会は、選定候補機関を決定する際には、日本全国の各地域からバランスの取れた選定となるように配慮すること。ただし、書面審査の結果、選定候補機関の点数として不十分な場合など、地域のバランスを考慮しても選定候補とすべきでないと判断した場合はこの限りではありません。
- ・委員会は、企画提案書の内容修正を条件として選定候補機関とすることをとします。

### （3）選定機関の決定

- ・文部科学省において、選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。

## 3. 審査に係る評価項目

審査においては、企画提案書が公募要領に示された内容を満たした提案となっていることを確認した上で、下記の観点について審査します。（公募要領2.（1）に詳細記載。）

- 産学官金など多様な主体が参画するプラットフォームを構築し、地域ニーズに基づくり・スキリングを推進する体制を整備するため、委員会設置による人材ニーズ把握やプログラム検討、大学等での自走可能な組織体制や専門人材配置を進めることを含む計画となっているか。
- 地域ニーズに基づき複数のリスキリングプログラムを開発し、経営者層向けの実践的プログラム実施やオンライン受講環境整備、学修目標の設定と効果検証を含む計画となっているか。
- 企業からの受講生派遣確約を得るための働きかけや、プラットフォーム構成員と連携して教育プログラムの検討・活用方策を定期的に議論する体制を整え、受講者の処遇反映や企業成長への結びつきを検討し、修了直後および一定期間後の効果測定を企業と協力して実施することまでを含む計画となっているか。

- 持続可能な運営を目指し、体制整備や人員確保、運営資金の確保を含む財務計画を策定し、補助期間後もプラットフォームが継続できる仕組みや受講料設定、収益化の道筋を示され、プログラム実施後に企業等から評価を得て財務計画に反映することまでを含む計画となっているか。
- 課題への対応（①アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成～⑧大学間連携の強化）では、選択した一つ以上の取り組みについて、具体性と実効性の高い計画となっているか。
- プログラム修了者に対し、デジタルバッジを発行することができるか。未対応の場合、補助期間内に実現される見込みか。
- 本事業の成果や課題、企業側のリ・スキリングに関する取組状況をプラットフォーム内はもとより、プラットフォーム外にも広く普及啓発する計画となっているか。
- 経費の内容は明確かつ妥当であり、事業実施上必要不可欠なものとなっているか。過大な経費が計上されていないか。

#### 4. その他

##### （1）審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、審査が終了した時点で公表します。

##### （2）委員の遵守事項

###### ①利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学等の審査を行わないこととします。

###### ＜利害関係者とみなされる場合の例＞

- ・委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・企画提案書において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととします。

###### ②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び実施機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。

## 令和7年度リ・スキリング・エコシステム構築事業 メニュー①「地方創生」審査基準

メニュー①「地方創生」審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、審査基準を以下のとおり定める。

- ・選定候補の機関は、原則として、書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、決定することとする。
- ・書面審査においては、各評価項目の観点ごとに5段階評価で採点する。（100点満点）

＜配分点の考え方＞

	大変優れている	優れている	やや優れている	やや不適当である	不適当である
5点満点	5	4	3	2	0
15点満点	15	12	9	6	0
20点満点	20	16	12	8	0

- ・各評価項目の観点・配分点は、次ページのとおりとする。
- ・審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣の評価は行わない。

○令和7年度リ・スキリング・エコシステム構築事業メニュー①「地方創生」審査基準

評価の観点		配分点
【事業内容に関する評価】		
評価項目	1 産学官金など多様な主体が参画するプラットフォームを構築し、地域ニーズに基づきリ・スキリングを推進する体制を整備するため、委員会設置による人材ニーズ把握やプログラム検討、大学等での自走可能な組織体制や専門人材配置を進めることを含む計画となっているか。	15点
	2 地域ニーズに基づき複数のリスキリングプログラムを開発し、経営者層向けの実践的プログラム実施やオンライン受講環境整備、学修目標の設定と効果検証を含む計画となっているか。	20点
	3 企業からの受講生派遣確約を得るための働きかけや、プラットフォーム構成員と連携して教育プログラムの検討・活用方策を定期的に議論する体制を整え、受講者の処遇反映や企業成長への結びつきを検討し、修了直後および一定期間後の効果測定を企業と協力して実施することまでを含む計画となっているか。	20点
	4 持続可能な運営を目指し、体制整備や人員確保、運営資金の確保を含む財務計画を策定し、補助期間後もプラットフォームが継続できる仕組みや受講料設定、収益化の道筋を示され、プログラム実施後に企業等から評価を得て財務計画に反映することまでを含む計画となっているか。	15点
	5 課題への対応（①アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成～⑧大学間連携の強化）では、選択した一つ以上の取り組みについて、具体性と実効性の高い計画となっているか。	15点
	6 プログラム修了者に対し、デジタルバッジを発行することができるか。未対応の場合、補助期間内に実現される見込みか。	5点
	7 本事業の成果や課題、企業側のリ・スキリングに関する取組状況をプラットフォーム内はもとより、プラットフォーム外にも広く普及啓発する計画となっているか。	5点
【所要経費】		
	8 経費の内容は明確かつ妥当であり、事業実施上必要不可欠なものとなっているか。過大な経費が計上されていないか。	5点